

令和5年度 主な相談内容

特に多かった相談をまとめました。契約トラブルのほか、不審なメールなどにも注意しましょう。

相談内容	件数	主な相談事例
1 架空請求 	151	「訴訟を起こされているので至急連絡を」といった全く身に覚えのない架空請求のメールやハガキ、不審な電話に関するもの。
2 通信販売 	134	健康食品や化粧品などを、テレビや新聞広告、SNS広告などにより注文した商品の返品・解約に関するもので、定期購入の認識が無かった場合が多い。他に、衣料品や雑貨などを注文して前払いしたが商品が届かない、注文と違う商品が届いた、など。
3 借金	88	多重債務や過去の借金に関するもの。
4 借家・賃貸アパート	66	退去する際の原状回復や敷金返還トラブルなどに関するもの。
4 迷惑メール (フィッシングメール)	66	実在の大手企業の名称を騙ってショートメールを送り付け、反応した相手に個人情報を入力させる(聞き出す)手口に関するもの。
6 携帯電話サービス	60	契約・解約・機種変更時のトラブルなど。
7 内職・副業 	38	SNSの広告やインターネットで検索して副業に登録したが、高額なテキスト代やサポート料金を請求されたなど。
8 役務その他サービス	34	パソコンのウイルス対策のサポート料金や相談サイトの利用料の請求に関するもの。
9 新聞	30	勧誘を断れずに複数紙や数年先の購読契約をし、多重契約になっているなど。
9 普通・小型自動車	30	中古車購入時のトラブルなど。

消費生活センターでは、消費生活に関わる様々な相談を受け付けています。不安に思われたら、また、トラブルにあった場合には、消費生活センターへご相談ください。

●消費生活以外のことに関する相談については、市役所市民相談室にお問い合わせください。

市民相談室 佐世保市八幡町1番10号 (市役所12階)
電話 0956-24-1111 (内線3270、3271)



消費生活ニュース

No.190

令和6年8月発行

令和5年度の消費生活相談状況がまとまりました。

●消費生活相談件数合計は1,795件

相談件数の合計は1,795件と令和4年度に比べて1件の減少と横ばいとなっています。通信販売に関する相談が特に多くなっています。年代別では高齢者の方からの相談が多く寄せられています。

(図) 年代別相談件数



●相談に関する特徴 (多かった相談を4ページにまとめています。)

- 通信販売に関する相談が最多でした。格安のお試し価格の広告に誘われて、1回きりのつもりでサプリメントなどを注文したが、複数回にわたる定期購入が条件になっていたので解約したい、といった相談です。
- 「訴訟を起こされているので至急連絡を」などと不安を煽るメールやハガキを送り付ける、架空請求に関する相談も、依然多く寄せられています。
- また、最近では、実在の大手企業の名称を騙ってショートメールを送り付け、反応した相手に個人情報を入力させる(聞き出す)という手口に関する相談も寄せられています。
- 副業に関する相談が増加しています。

●令和5年度の救済金額は1億1,558万円

消費生活センターに相談したことによって、「支払わなくて済んだ」「返金があった」といった金額の合計は、令和5年度は1億1,558万円となりました。皆さんも「強引に商品売りつけられた」「だまされて契約してしまった」などという被害にあった場合、早急に消費生活センターまでご相談ください。

佐世保市消費生活センター

佐世保市八幡町1番10号(市役所12階)

☎0956-22-2591

■業務時間…8:30~17:15

■閉所日…土・日・祝日、年末年始

【相談をする際の注意点】

1. 相談は佐世保市民の方からのみお受けしております。
2. 事業者の方からの相談はお受けしておりません。



事例1

SNS上の投資グループ内で勧誘されるFX (外国為替証拠金) 取引に注意!

LINEで友達申請してきた人から、投資グループに誘われた。そのグループ内で「高倍率の取引ができる海外FXの情報を入手して一緒にもうけよう!」と誘われ、海外FXの口座を開き、指定された個人名義の口座に50万円振り込んだ。FX口座内で倍以上の利益が出たので、約15万円の出金を申し出たところ、自分の銀行口座に入金された。信用できると思い、毎回異なる個人名義の口座に計700万円を振り込んだ。しかし、約50万円の出金を申し出たら「海外取引税として約160万円を振り込まないと出金できない」と言われた。元金だけでも回収したい。(70歳代)



ひとこと

- SNS上の投資グループ内で勧誘される詐欺的なFX取引に関する相談が寄せられています。確実にもうかる話はありません。
- 取引画面上では利益が出ているように見えても、画面自体が架空で、実際に取引されていない場合があります。注意が必要です。
- 通常のFX取引で個人名義の口座を使って入金させることはありません。振込先に個人名義の口座を指定された場合は、詐欺の可能性が高いため、絶対に振り込まないでください。
- FX取引を行う場合は、必ず金融商品取引業の登録の有無を金融庁HPにある「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」で確認しましょう。掲載のない無登録業者との契約は行わないでください。
- FX取引はリスクの高い取引です。仕組みがよく分からなければ契約しないでください。

出典：独立行政法人国民生活センター 見守り新鮮情報 本文イラスト：黒崎 玄

事例2

楽しい話や安売り目当てに通っていたら…高額な商品を買うはめに!

知人に「新しいお店ができたので行ってみたい」と言われ行ってみた。健康に関する話を聞いて楽しく、100円でプレゼントももらえるため毎日通った。

ある時、血圧測定表を持ってくるように頼まれ、店の人に渡したところ、皆の前で「血小板が少ない。このままでは病気になる」と言われ、高額な健康食品を勧められた。高いと思ったが威圧的な物言いですり約100万円分も購入してしまった。その後、病院で血液検査をしたが、異常はなかった。返金してほしい。(80歳代)



ひとこと

- 「店員の話が楽しい」「食品が安く手に入る」など興味をひかれて、会場等に通い続けているうちに、高額な商品を契約されたという相談が寄せられています。
- 通い続けて顔見知りになり、個別に勧誘されると、断り切れなくなります。このような所には行かないことが第一です。
- この手口は、高齢者の健康不安や日常的な寂しさなどにつけ込んで会場等に通わせ、最終的に高額な商品を購入させるものです。周りの人は、日ごろから高齢者の様子に気を配りましょう。

出典：独立行政法人国民生活センター 見守り新鮮情報 本文イラスト：黒崎 玄

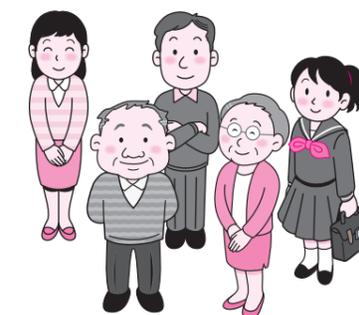
消費生活センターからのアドバイス

センターには、日々様々な消費トラブルに関する相談が寄せられています。スマホの広告からお試し1回の商品を注文したら、定期コースになっていたという相談や、離れて暮らす親族から、高齢の親が高額な契約をさせられているという相談など、当事者以外からの相談も多くみられます。

みなさんの身近な高齢者が安全で安心した消費生活を送るためには、周りの人の見守りや気付きが大切です。

次のような変化に注意して、見守りをお願いします。

- ・ 宅配便や郵便物がたびたび届くようになった。
- ・ 家に見慣れない人が出入りしている。
- ・ 不自然な工事がくりかえされている。
- ・ 急に羽振りがよくなった
- ・ いつもより表情が暗く、考え込んでいる様子がある



少しでも、「おかしいな」と感じたら、本人に声かけをしていただき、事実を確認してください。消費トラブルに巻き込まれている場合は、消費生活センターへの相談を勧めましょう。